

「足立区自転車の安全利用に関する条例（素案）」及び
 「足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部改正（素案）」
 に対するパブリックコメント実施結果及び意見に対する区の考え方

1 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間 平成31年4月15日(月)から5月14日(火)まで

(2) 意見提出数など

意見提出者数	8名(40件)
提出方法	
ア 窓口への持参	1名
イ 区のホームページの意見受付フォーム	7名

2 寄せられた意見及び区の考え方

No	項目	寄せられた意見	区の考え方
1	区の責務	「自転車交通安全教育」が、道路交通法に基づいた内容であることを明示してほしい。	ご意見を踏まえ、道路交通法に基づいた内容であることを明示するため、条例案の修正を検討いたします。
2	区の責務	自転車と歩行者の事故を防止するため、歩道と自転車通行帯の分離をしてほしい。	ご意見を踏まえ、自転車と歩行者が交錯しないような環境整備を進めてまいります。
3	区の責務	路面の段差・排水柵の穴の大きさを小さくする等、自転車の転倒事故防止対策を実施してほしい。	ご意見を踏まえ、自転車の走行環境整備を進めてまいります。
4	区の責務	区が指定した自転車の研修・講習を受けた者には、区が自転車の購入費用を補助してほしい。	自転車の交通安全教育の取り組みをより一層進めてまいります。自転車の購入費用の補助については、考えておりません。
5	自転車利用者の責務	自転車の盗難防止、違法駐車対策のために防犯登録を義務化してほしい。	防犯登録の義務については、条例案に盛り込む予定です。

No	項目	寄せられた意見	区の考え方
6	自転車利用者の責務	「スマホ禁止」を追加してほしい。	ご意見を踏まえ、傘差し運転及びスマホのながら運転の禁止については、条例案に盛り込む予定です。並走運転については、道路交通法上、明確に禁止事項となっていることから条例案には盛り込まず、交通安全教育等の中で周知に努めてまいります。
7	自転車利用者の責務	「携帯、スマホの利用禁止」を追加してほしい。	
8	自転車利用者の責務	「傘差し運転、スマホのながら運転、並走運転の禁止」を追加してほしい。	
9	自転車利用者の責務	「傘差し運転の禁止」を追加してほしい。	
10	自転車利用者の責務	「中学生以上の歩道通行禁止」を追加してほしい。	道路交通法上、自転車は原則車道を通ることになっていますが、車道または交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、自転車が歩道を通ることがやむを得ないと認められるときは、歩道を通ることができることと規定されていることから、条例案に中学生以上の歩道通行禁止を明記することは考えておりません。
11	自転車利用者の責務	万が一の事故による、自己の怪我の治療費や相手方への治療費・損害賠償の為に、自転車利用者には賠償保険加入を推進してほしい。	万一、自転車による事故が発生した場合に、被害者の救済並びに加害者の経済的負担の軽減を図るため、自転車損害賠償責任保険の加入の義務化を予定しています。条例制定の機会に区民の皆様へ理解と協力をいただけるよう周知に努めてまいります。
12	自転車利用者の責務	事故時には賠償することの感覚を身につけさせてほしい。	
13	自転車利用者の責務	盗難防止強化のため、自転車のツーロックを推奨してほしい。	ご意見を踏まえ、区と警察が連携し、盗難防止対策を進めてまいります。
14	自転車利用者の責務	自転車利用の際、ヘルメットの完全着用を使用条件としてほしい。	ヘルメットの着用については、自転車利用者の安全確保のうえで重要と考えていますので、条例案に努力義務として盛り込む予定です。

No	項目	寄せられた意見	区の考え方
15	自転車利用者の責務	歩行者の側を通過するときは、十分な間隔を空けるなど最大限の配慮をしてほしい。 鈴を鳴らして歩行者に自転車が通過することを認識させてほしい。	道路交通法では、歩行者の側方を通過するときは、安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならないとあることから、ご意見を踏まえ、自転車利用者に歩行者への配慮及び鈴(警音器)の適切な使用等について交通安全教室等を通じて周知、啓発に努めてまいります。
16	関係団体の責務	「機会があるごとに高齢者への啓発、意識の向上」を追加してほしい。	条例案では、関係団体の責務として自転車利用者に対し、自転車の安全利用に関する意識の啓発に努めなければならないことを明記していることから高齢者を特定した追加は考えておりません。 なお、区や警察、関係団体が連携して高齢者への教育及び啓発を引き続き実施してまいります。
17	自転車小売業者の責務	防犯登録の勧奨とあるが、自転車小売業者が購入者に対して、登録は義務であることを通知しなければならないと修正してほしい。	防犯登録は、法律上、自転車利用者の義務であることから、条例案のとおり自転車小売業者には防犯登録の勧奨とし協力を求める形とします。
18	学校の責務	「道路交通法に関する自転車の安全利用について子供に教えること」を追加してほしい。	条例案では、学校の責務として自転車の安全利用に関する教育に努めなければならないことを明記していることから、追加は考えておりません。
19	保護者、同居者等の責務	「子供乗せ自転車において、子供を乗せたまま保護者は自転車のそばを離れてはいけない」を追加してほしい。	ご意見を踏まえ、保護者が自転車の安全利用において、その保護する未成年者の安全対策に努めなければならないことを条例案に盛り込むことを検討いたします。
20	区の責務 自転車利用者の責務	自転車利用者に自転車の安全利用のルールを周知し、自転車の点検整備を義務化してほしい。	自転車利用者に向けた安全利用の周知につきましては、これまで通り広報活動及び啓発活動を通じて、引き続き実施してまいります。また、点検整備の努力義務を条例案に盛り込むことを検討いたします。

No	項目	寄せられた意見	区の考え方
2 1	区の責務 学校の責務	学校実施により、小学 3 年生で安全運転技術の習得と事故の恐ろしさ・ルールを理解させてほしい。	現在、区及び警察、学校が連携し小学 3 年生向けに、ご意見を含めた自転車教室を実施しています。引き続き取り組みを進めてまいります。
2 2	区の責務 学校の責務	小学 3 年生の新学期に、学校・所轄署にて自転車教室を実施してほしい。	現在、区及び警察、学校が連携し小学 3 年生向けに自転車教室を実施しています。引き続き取り組みを進めてまいります。
2 3	区の責務 自転車利用者の責務 学校の責務	中学生の新年度ごとに、自転車の安全利用のルール講習と通学用自転車の点検整備を義務化してほしい。	新年度ごとに講習を実施することは考えておりませんが、現在、区及び警察、学校が連携し中学生向けに安全教室を実施していることから、引き続き取り組みを進めてまいります。 また、点検整備の努力義務を条例案に盛り込むことを検討いたします。
2 4	区の責務 自転車利用者の責務 学校の責務	高校生・大学生の新年度ごとに、自転車の安全利用のルール講習と通学用自転車の点検整備を義務化してほしい。	新年度ごとに講習を実施することは考えておりませんが、現在、区及び警察、学校が連携し高校生向けに安全教室を実施していることから、引き続き取り組みを進めてまいります。 また、大学生に向けても、ご意見を踏まえ検討を進めてまいります。 なお、点検整備の努力義務を条例案に盛り込むことを検討いたします。
2 5	区の責務 自転車利用者の責務 事業者の責務	一般社会人について、勤務する企業による、自転車の安全利用のルール啓蒙と通勤用自転車の点検整備を義務化してほしい。	条例案では、事業者の責務として従業員に対して、自転車関係法令の遵守、自転車の安全利用及び盗難の防止を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めなければならないことを明記しています。 また、点検整備の努力義務を条例案に盛り込むことを検討いたします。

No	項目	寄せられた意見	区の考え方
26	その他	電動アシスト自転車を利用する方は、一度講習を受ける制度を設けてほしい。	自転車小売業者と連携して、電動アシスト自転車の特性及び安全利用について周知に努めてまいります。
27	その他	小学2年生までは、公園・公道での自転車使用を禁止してほしい。	使用禁止の明記は考えておりませんが、保護者が自転車の安全利用において、その保護する未成年者の安全教育に努めなければならないことを条例案に盛り込むことを検討いたします。
28	その他	(小学生)年に2回の交通安全教室に参加する事で、自転車使用許可制にしてほしい(ルールと乗り方)。	使用許可制の導入は考えておりませんが、交通ルールや乗り方について、区及び警察、学校が連携し交通安全教育に努めてまいります。
29	その他	(中学生)年に1回の交通安全教室に参加する事で、自転車使用許可制にしてほしい(ルールと乗り方)。	
30	その他	(高校生・大学生)年に1回の交通安全教室に参加する事で、自転車使用許可制にしてほしい(ルールと乗り方)。	
31	その他	(社会人)自転車使用許可制にして、年に1回の更新制とし、安全利用のルールを習得させてほしい。	使用許可制の導入は考えておりませんが、区及び警察が連携し交通ルールの遵守及びマナーの向上に努めてまいります。
32	その他	高齢者にも利用が容易な駐輪装置を導入してほしい。	ご意見を踏まえ、駐輪機メーカーの情報を把握し、利用者にとって扱い易い駐輪機の導入を検討してまいります。
33	その他	利用登録・更新・支払いのキャッシュレス化を推進してほしい。	ご意見を踏まえ、キャッシュレス化について検討してまいります。

No	項目	寄せられた意見	区の考え方
34	その他	主に学校や駅周辺について、指導員を複数人配置し、ゴミのポイ捨て・駐輪を含めて、指導する体制を整えてほしい。	現在、放置自転車の街頭指導を実施しており、その際、放置されたゴミについても収集しております。ゴミのポイ捨ての街頭指導については、担当部署と連携し検討してまいります。
35	その他	出会い頭の事故を防止するため、自転車事故の発生率が高い路面に「自転車止まれ」の表示をしてほしい。	ご意見を踏まえ、担当部署や警察と連携して、自転車事故防止のため必要な箇所に「自転車止まれ」マークの設置に努めてまいります。
36	その他	環境保護と生活習慣病の改善対策と省エネ推進のために、自転車利用を推奨してほしい。	ご意見を参考にさせていただきます。
37	その他	定期的な自転車整備費用の一部援助と未整備者(車)の罰則・勧告を追加してほしい。	自転車整備費用の一部援助と罰則・勧告について導入は考えておりませんが、ご意見を踏まえ点検整備の努力義務を条例案に盛り込むことを検討いたします。
38	その他	自転車は車両であり、走る凶器であることを周知してほしい。	道路交通法第2条により、自転車は軽車両と位置づけられていることから、交通安全教育等の機会に道路交通法上の自転車に関する規定や自転車事故の事例について、周知に努めてまいります。
39	その他	母子手帳発行と同時に自転車の基礎知識講習を実施してほしい。	現在、子育てサロンでの交通安全講話を実施しており、今後も保護者に対して交通ルールの周知に努めてまいります。
40	その他	電動アシスト自転車及びスポーツ自転車の利用者、子供、若者、中高年の自転車利用者に利用マナーを向上させてほしい。	ご意見を踏まえ、交通ルールの周知や遵守に向けた施策につきましても、年齢等に応じた取り組みを進めてまいります。